

**食料・農業・農村政策審議会
消費・安全分科会 家畜衛生部会
第3回 家きん疾病小委員会**

資 料

**平成16年2月3日
消費・安全局**

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第3回家きん疾病小委員会 資料一覧

- 1 議事次第
- 2 委員名簿
- 3 高病原性鳥インフルエンザの防疫対応状況
- 4 山口県における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴うこれまでの対応について
- 5 移動制限区域における清浄性確認検査について
- 6 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究
- 7 高病原性鳥インフルエンザに係る現在の輸入検疫体制

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
第3回家きん疾病小委員会議事次第

日 時：平成16年2月3日（火）13：30～

場 所：農林水産省消費・安全局第4、5会議室

1．開 会

2．消費・安全局長あいさつ

3．議 事

- (1) これまでの発生経過及び防疫対応
- (2) 清浄性確認検査について
- (3) これまでの疫学調査等の状況について
- (4) 科学技術振興調整費緊急調査研究紹介
- (5) 輸出入検疫について
- (6) その他

4．第3回家きん疾病小委員会概要のとりまとめについて

5．閉 会

食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会
家きん疾病小委員会名簿

(臨時委員)

岡 部 信 彦	感染症研究所感染症情報センター長
喜 田 宏	北海道大学大学院獣医学研究科教授
寺 門 誠 致	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構フェロー
深 澤 吉 明	北海道酪農畜産課参事
藤 田 陽 偉	O I E アジア太平洋地域代表

(専門委員)

及 川 団	岩手県農林水産部畜産課主任家畜衛生対策主査
大 槻 公 一	鳥取大学農学部教授
山 口 成 夫	(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所感染症研究部長

* 印は小委員長、敬称略、五十音順

高病原性鳥インフルエンザの防疫対応状況

1 発生農場

- (1) 1月12日 飼養者へ防疫対応等の説明、状況の聴取、立入禁止看板等の設置、消毒作業
- (2) 1月13日 殺処分にあたっての疑似患畜の評価及び殺処分開始
- (3) 1月15日 殺処분을終了
- (4) 1月16日 埋却地に第1埋却溝の掘削を開始
- (5) 1月17日 死亡鶏の投下を終了、飼料の埋却準備、鶏舎の除糞
- (6) 1月19日 第2埋却溝の掘削終了
- (7) 1月20日 第1埋却溝埋め戻し及び第2埋却溝ビニールシート設置等
- (8) 1月21日 最終発生に係る防疫措置が完了(埋却、消毒等が終了)

2 移動制限区域

(1) 山口県

1月12日付けで山口県は移動制限を実施

1月12日に移動制限地域内の農場について、消毒の徹底、野鳥の侵入防止、異常の発見時の家畜保健衛生所への連絡を徹底

1月14日に移動制限区域に係る飼料配送等注意事項の緊急説明会を開催し、消毒ポイントの設置及び運用について説明

県内の消毒場所において飼料配送車両の消毒を実施中

(2) 島根県

1月12日付けで島根県は移動制限を実施

県内の消毒場所において飼料配送車両の消毒を実施中

なお、島根県の移動制限区域については、域内に養鶏農場、食鳥処理場等の関係施設は所在しない

3 疫学調査

- (1) 1月12日に山口県は移動制限区域内の農場について、順次、聞き取りにより飼養羽数、臨床症状の異常の有無について確認
- (2) 1月13日に(1)の農場について、山口県は現地確認を実施
- (3) 1月13日午前中から当該農場の疫学関連農場である福岡県の採卵農場及び育成農場について福岡県が立入検査を実施
- (4) 1月15日夜に福岡県の高病原性鳥インフルエンザウイルスの抗体検査の結果が陰性と判明
- (5) 1月20日、分離ウイルスの遺伝子解析の実施状況を報告(鳥由来、'97及び'03年の香港で分離されたウイルス株とは異なる、解析を継続)
(山口県内の農場について疫学調査を継続)

4 水際の防疫対策

アジア諸国における本病のまん延に伴い、発生国からの鳥類の生体及び肉等の畜産物について、輸入停止措置等を講じた(参考)。また、空海港においては、農場立ち入り者の靴底消毒及び農場立ち入り車輛の消毒等を行っている。

(参考)

高病原性鳥インフルエンザに係る輸入検疫措置

1 現在、輸入停止措置を講じている国等

(1) 香港	: 平成13年5月18日~	(H5N1)
(2) マカオ	: 平成13年5月24日~	(H5N7)
(3) 米国の一部	: 平成14年1月12日~	
(4) イタリア	: 平成14年10月23日~	(H7N3)
(5) 韓国	: 平成15年12月12日~	(H5N1)
(6) ベトナム	: 平成16年1月9日~	(H5N1)
(7) 台湾	: 平成16年1月15日~	(H5N2)
(8) タイ	: 平成16年1月22日~	(H5)
(9) インドネシア	: 平成16年1月25日~	
(10) カンボジア	: 平成16年1月25日~	(H5N1)
(12) ラオス	: 平成16年1月27日~	(H5)
(12) パキスタン	: 平成16年1月27日~	(H7)
(13) 中国	: 平成16年1月27日~	(H5N1)

(停止対象品目
・ 生体 (鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう)
・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
・ 卵及び卵製品 等)

(): 米国については、発生州単位での輸入停止措置を講じているところ。 (現在、コネチカット州及びロードアイランド州が停止中)

2 過去 (H14 (2002) ~ H15 (2003)) に輸入停止措置を講じた国 (**すでに停止措置は解除**)

(1) チリ	: 平成14年6月~平成15年2月	(H7N3)
(2) オランダ	: 平成15年3月~平成15年8月	(H7N7)
(3) ベルギー	: 平成15年4月~平成15年9月	(H7N7)
(4) ドイツ	: 平成15年5月~平成15年8月	(H7N7)
(5) デンマーク	: 平成15年9月~平成15年12月	(H5)

山口県における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴うこれまでの対応について

1 発生経過

月 日	対 応 状 況
12月30日 ～ 1月 8日	12月28日より死亡鶏が認められ、管理獣医師の要請により立入調査実施。臨床症状は消化不良、血便等。 ND、IBを否定。大腸菌を疑い、投薬を指示。 HPAI検査に向け発育鶏卵を発注(1/6)。
1月 9日 ～ 1月12日	立入調査実施。鶏、鶏卵等について移動の自粛、全鶏舎の消毒を指示、HPAIの検査開始。 HPAIと診断。 衛生管理課、島根県へ通報。 本病発生を発表、県対策本部および現地対策本部を設置。

2 発生農場での対応

月 日	対 応 状 況
1月12日 ～1月15日	農場関係者への聞き取り調査開始。 鶏舎内外の消毒。 殺処分作業終了。
1月16日 ～ 1月21日	死亡鶏、汚染物品の搬出準備(500kg土嚢袋への詰め込み)。 死亡鶏及び汚染物品の埋却。 鶏舎、鶏糞乾燥施設及び埋却場所の消毒。 防疫措置終了。

3 周辺農場等への対応

月 日	対 応 状 況
1月12日	各家畜保健所から電話、FAXにより市町村、畜産関係団体、養鶏農家へ本病発生について連絡。 移動制限区域内の農家に対して鶏卵、生きた家きん、鶏糞等の移動禁止を指示。 本農場から出荷された鶏卵の回収を指導。
1月13日～	移動制限区域外から養鶏農家、鶏小羽数飼養者を対象に立入調査を開始。 本病に対する注意を喚起、鶏の健康状態を確認。 異常鶏確認時、早期に家保へ連絡、野鳥の侵入防止、車輛消毒等の指導実施。
1月14日	飼料会社・資料輸送業者を参集し、車輛消毒の実施について説明、車輛消毒について協力要請。
1月15日	移動制限区域の7ヵ所で車輛の消毒開始。
1月18日	県内の採卵及びブロイラー経営農家の全戸の立入調査を終了し、異常鶏を認めなかった。以後、電話等により異常鶏の有無を定期的に確認。 また、引き続き学校施設、鶏小羽数飼養者等を立入調査を実施。
1月19日～	消毒業務を委託し、移動制限区域の11ヵ所で車輛の消毒を実施。

< 参考資料 >

1 養鶏農家・小羽数飼養農家への立入検査状況（2月1日現在）

区 分	採卵鶏飼養農家	肉用鶏飼養農家	鶏小羽数飼養者
制限区域内	17	13	391
制限区域外	47	29	751

2 学校・施設等への立入検査状況（県下全域：2月1日現在）

学校・施設	公園等
431カ所	17カ所

3 車両消毒の実施状況（1月31日現在）

飼料運搬車	畜産関係車両	一般車両
821台	255台	107台

4 周辺農家への注意喚起のリーフレット別紙

5 死亡野鳥等の検査状況（1月30日現在）

（単位：羽）

区 分	野 鳥			鶏 類				野生動物	
	検体数	陰 性	検 査 中	検体数	陰 性	検 査 中	未実施	検体数	陰 性
移動制限区域内	3	2	1	4	1	1	2	1	1
移動制限区域外	8	2	6	10	6	3	1	0	0
計	11	4	7	14	7	4	3	1	1

注) 未実施は腐敗等による

家畜衛生情報

79年ぶり国内で発生！高病原性鳥インフルエンザ

発生概要

発生年月日；平成16年1月12日

発生場所；山口県阿東町生雲

飼養規模；34,640羽(レイアー)

臨床症状；神経症状(うずくまり・首曲がり)、消化不良、血便

わが国における鳥インフルエンザの防除対策 〈消毒と野鳥防除〉

消毒

鶏病研究会報 39 巻 2003・38 巻 2002・養鶏と消毒より

農場・鶏舎に侵入する車両、立入者の靴底消毒！

ウイルスは消毒薬や温度、乾燥に比較的弱い(ウイルスの熱死時間；熱湯100で2分)ため、熱湯消毒、踏み込み消毒槽の設置、鶏舎周囲の消毒液散布などが有効。鳥インフルエンザウイルスが侵入した場合の2次感染は殆どが人間が汚染した糞便・飼料・工具などを感受性鶏群に運ぶことによるとされており、鶏舎間・農場間に病原体を広げないための厳密な消毒が重要。

* ウイルスに効果の高い消毒薬の種類

逆性石鹼・塩素剤(次亜塩素酸ソーダ、晒し粉として入手可能)等。

逆性石鹼製剤：エグクリーン、オスバン、くみあいクリーン、パコマ、アストップ、クリアキル等

在鶏中の消毒には吸入毒性や刺激性の強い薬剤、着臭の恐れのある薬剤は避ける事。(逆性石鹼は有効)

野鳥防除

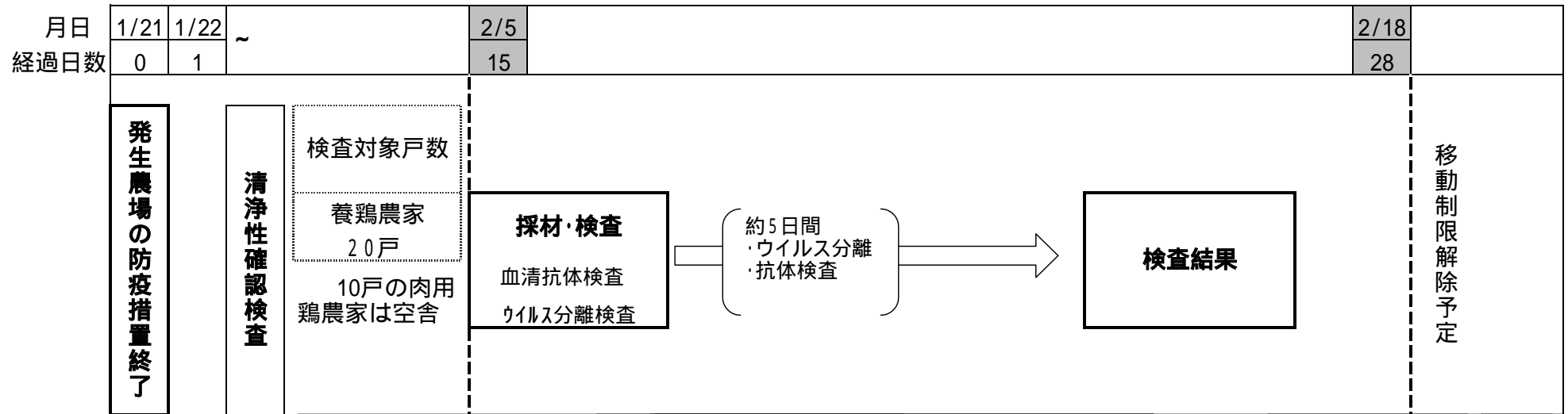
- 1 営巣しやすい雨どい、鋼材の隙間、天井裏等は定期的に検査し、除去する。
- 2 飼料を野鳥が侵入するところに放置しない。
- 3 消毒後、導入前に野鳥の侵入に気を付け、網などで進入経路を封鎖する。
- 4 威嚇による忌避；音・光・動き、または組み合わせた物。
(但し、慣れを生じ、効果は2ヶ月を越えない)
- 5 薬剤による忌避；市販されている鳥類忌避剤(粘着性を有するペースト状薬剤)

疑問な点がありましたら家畜保健衛生所まで！

西部家畜保健衛生所

TEL 0837-66-1018

移動制限区域における清浄性確認検査について



高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策

高病原性鳥インフルエンザの発生により、一定期間、鶏卵の出荷ができない搬出制限区域内の養鶏農家に助成することにより、本病の確実かつ円滑なまん延防止に資する。

1 助成内容

(1) 鶏卵価値の減少に対する補てん等

搬出制限区域内の養鶏農家が、搬出制限期間内に生産した卵について、次の経費を補助する。

鶏卵価値の減少に対する補てん：減少額の2分の1

輸送及び保管に対する補助：要した経費の2分の1

(2) 正しい知識の普及啓発等

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及啓発等を行う。

2 事業主体

(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会、(社) 山口県畜産振興協会

3 予算額

137,400千円

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究

1. 背景

2004年1月、我が国において高病原性鳥インフルエンザの発生が79年ぶりに確認された。高病原性鳥インフルエンザは鶏や七面鳥に高致死性の病原性を示し、1997年の香港において初めてH5N1型の人への感染が確認され公衆衛生上の大問題となった。

今回、我が国で検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスの血清亜型もH5N1であり、昨今アジアで発生が確認されているウイルスと血清亜型が同一であるが、その関係は現在のところ不明である。

このため、感染経路の特定のための疫学解明、病原性解明及び人への感染を未然に防ぐための対策が喫緊の課題となっている。

2. 研究の内容及び実施体制

(1) ゲノム疫学研究

分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスのゲノム解析を行い、既知のウイルスとの比較による分子疫学的解析や野生鳥類等の日本への飛来情報等を解析することで、分離ウイルスの起源（由来）を明らかにする。

実施体制：(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所、鳥取大学、(財)自然環境研究センター

(2) 鳥インフルエンザウイルスの病原性解析

分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの鳥類あるいはほ乳類に対する同・異種宿主間伝播の可能性と病原性を明らかにする。

実施体制：(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所、北海道大学

(3) 鳥インフルエンザウイルスの人への感染予防

分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスに対する早期・迅速診断系の開発及びワクチン開発の研究基盤を確立する。また、各種インフルエンザ情報の知見に基づくヒトへの対応マニュアルの策定を行う。

実施体制：東京大学医科学研究所、国立感染症研究所、国立国際医療センター

3. 中核研究機関：(独)農業・生物系特定産業技術研究機構 動物衛生研究所

4. 所要経費

75,000千円程度

5. 科学技術振興調整費で対応する必要性

我が国で発生した高病原性鳥インフルエンザについての的確なまん延防止を実施するためには、今回分離されたウイルスに関して感染原因の究明など総合的な研究を推進し、この成果を速やかに政策に反映させることが急務であるが、平成15年度の各府省予算での対応は既に執行済みであり、困難である。また、当該研究は、農林水産省の家畜及び厚生労働省のヒトにおけるインフルエンザウイルスに関する知見及び各大学が有する基礎的知見、並びに環境省が有する野生動物に関する知見を活用する等、各府省庁・関係機関が情報の共有化や連携体制の強化を図る等、一体となって取り組む必要がある。

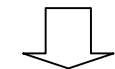
以上のことから、科学技術振興調整費により緊急に対応し、平成16年度からの本格的な研究や対策につなげることが必要である。

高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究

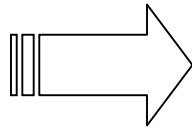
中核研究機関: 動物衛生研究所

背景

・日本における高病原性鳥インフルエンザの発生
・アジアにおける高病原性鳥インフルエンザの流行と人への感染



研究調査



期待される効果

・ウイルスの国内まん延防止
・国民の健康と食の安全・安心の確保

ゲノム疫学研究

分離されたウイルスのゲノム解析をおこない既知のウイルスとの比較による分子疫学的解析や野生鳥類等の日本への飛来情報等を解析することで、分離ウイルスの起源(由来)を明らかにする。

動物衛生研究所
鳥取大学
自然環境研究センター

ウイルスの病原性解析

分離された高病原性鳥インフルエンザウイルスの鳥類あるいはほ乳類に対する同・異種宿主間伝播の可能性と病原性を明らかにする。

動物衛生研究所
北海道大学

ウイルスの人への感染予防対策

早期・迅速診断及びワクチン開発の研究基盤を確立するとともに、人への感染に備えた対応マニュアルを策定する。

東京大学医科学研究所
国立感染症研究所
国立国際医療センター

高病原性鳥インフルエンザに係る輸入検疫体制

	高病原性 鳥 インフルエンザ*	対 応	
		生体	肉及び加工品等
鶏、あひる、 七面鳥、うずら 及びがちょう (指定検疫物)	発生国	・輸入停止	・肉：輸入停止 ・羽毛：輸入時の消毒 (ホルマリン消毒)
	非発生国	・生産農場において3ヶ月間以上本病の発生がない旨を記載した証明書の添付 ただし、発生状況が確認できない場合は、国単位で輸入を停止 ・輸入時の係留検査(14日間)	・輸出国において90日間以上本病の発生がない旨を記載した証明書の添付 ・輸入時の検査 (抽出によるウイルス分離検査及び現物確認)
その他の鳥類 (指定外鳥類)	発生国	・ <u>輸入停止</u> ただし、 <u>個人が愛玩用に輸入するものであって、輸入者による臨床観察及び一定期間の隔離飼育の誓約がされた場合は到着時の臨床検査をもって輸入を認める。</u>	・ <u>肉：輸入停止</u> ただし、 <u>個人消費用に輸入される場合については、輸入者による当該物を鳥類に接触させない旨の誓約がされた場合は輸入を認めることとする。</u> ・ <u>羽毛：輸入時の消毒</u> (ホルマリン消毒)
	非発生国	・ <u>当該指定外鳥類が日本向け輸出前90日の間又は孵化以降、本病の発生がない国において飼養されていた旨を記載した証明書の添付</u> ・ <u>到着時の臨床検査</u> (必要に応じ精密検査) ただし、 <u>個人が愛玩用に輸入するものであって、輸入者による臨床観察及び一定期間の隔離飼育の誓約がされた場合は到着時の臨床検査(必要に応じ精密検査)をもって輸入を認める。</u>	・ <u>輸出国の確認</u>

(注) 下線の部分については2月1日以降日本向けに輸出されるものに適用。